


所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要 旨				
<p>東大和市消費生活センター条例に規定している事業実施日等について、消費生活相談体制の拡充を図るため一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 条例第5条第1項第1号に規定されている実施する日「月曜日から水曜日及び金曜日」を「月曜日から金曜日」に改め、同条第2項第2号に規定されている実施する時間を「午後5時15分」を「午後5時」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 消費生活相談の体制の拡充が図られ、消費者被害の防止及び市民サービスの向上が期待できる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>文書課において審査済み。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>令和3年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。